目 次

○令和四年七月十日執行の福井県議会議員補欠選挙(あわら市選挙区)における当

選挙管理委員会告示

外第 62 号 令 年 和 4 月 13 日(水) 火 曜 日 発 行

、次のとおりである。 福井県選挙管理委員会告示第104号

令和4年7月10日執行の福井県議会議員補欠選挙のあわら市選挙区における当選人は

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会 委員長 金井

넥

令和4年7月13日

福井県あわら市春宮二丁目2番33号

笹原 修之

天名 住所

令和四年七月六日発 行	
行	
発行人	
〒九一○-八五八○	
発行人 〒九一〇-八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号	
福井	
井県	

選挙管理委員会告示

○福井県議会議員補欠選挙における選挙会の日時および場所の変更(九六)…………一

目

次

外第 58 号 令 和 4 年 7月6日(水) 曜 日 発 行

火 定により、次のとおり告示する。 福井県選挙管理委員会告示第96号 日時および場所を変更したので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第78条の規 令和4年7月10日執行の福井県議会議員補欠選挙におけるあわら市選挙区の選挙会の

令和4年7月6日 福井県選挙管理委員会

委員長 金井 **U**

あわら市ー			選挙区の名称	
发 天18	三	炎芝則	 水 山 山 山	区分
午後1時30分	令和4年7月10日	午後9時	令和4年7月10日 午後9時	
あわら市役所	あわら市市姫三丁目1番1号	あわら市役所	あわら市市姫三丁目1番1号	場所

選挙管理委員会告示

計				
U E				
1				
<u>-</u>				
Ě				
丁	•			
至丁				
Ē				
1				
Į Į				
7				
畐 丰				
10日本				
方し				
1 - -				
畐				
- 1				
1				
	•			

福井県議会議員補欠選挙あわら市選挙区選挙長告示 ○福井県議会議員補欠選挙のあわら市選挙区の投票を行わない件(三)…………… 目 次

外第 号 55 令 和 4 年 日(金) 7 月 1 曜 発 火 日 行

福井県議会議員補欠選挙あわら市選挙区選挙長告示第3号

5年法律第100号)第100条第4項の規定により投票は行わない。 届出があった候補者の総数が、選挙すべき議員の数を超えないので、公職選挙法(昭和2

令和4年7月10日執行の福井県議会議員補欠選挙のあわら市選挙区において立候補の

あわら市選挙区選挙長告示福井県議会議員補欠選挙

令和4年7月1日

福井県議会議員補欠選挙あわら市選挙区 選挙長 内田 華雅

令和四年七月一日発 行 発行人 〒九一○-八五八○ 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福 井 県

1	田野受田田田
令和4年 7月1日	届出年月日
件 口	
本人国出	届出
さきはら	候補者氏名
のである。	. 氏名
福井県 福井県あわら市春宮	本籍
福井県	
# 5 5	住所
市春宮	
46歳	年齢
無所属	党派
会社社長	職業
https://sasahara-nobuyuki.com	ウェブサイト等のアドレス

福井県議会議員補欠選挙あわら市選挙区選挙長告示 目 次

○福井県議会議員補欠選挙のあわら市選挙区の候補者の届出(二)…………………一

外第 54 号 令 年 和 4 月 1 日(金) 7 火 曜 日 発 行

あわら市選挙区選挙長告示福井県議会議員補欠選挙

福井県議会議員補欠選挙あわら市選挙区選挙長告示第2号 令和4年7月10日執行の福井県議会議員補欠選挙のあわら市選挙区における候補者と

して次のとおり立候補の届出があった。 令和4年7月1日

福井県議会議員補欠選挙あわら市選挙区 選挙長 内田 雅章

ì	
]	
:	
۱	
-	
ſ	
)	
í	
i	
i	
į	

目

選挙管理委員会告示 ○令和四年七月十日執行の福井県議会議員補欠選挙(あわら市選挙区)における選 次

挙運動に関する支出金額の制限額(八九)…………………………………………………………

外第 53 号 令 年 和 4 7月1日(金) 火 曜 日 発 行

福井県選挙管理委員会告示第89号 令和4年7月10日執行の福井県議会議員補欠選挙のあわら市選挙区における選挙運動

に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。 令和4年7月1日

委員長 金井

福井県選挙管理委員会

828,500円

, U

選挙管理委員会告示

掲示場にポスターの掲示を開始できる日を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第1 44条の2第10項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり告示する。 令和4年7月1日

福井県選挙管理委員会

令和4年7月1日

委員長

金井 亨

福井県選挙管理委員会告示第86号

県選挙管理委員会告示第15号)第34条第3項の規定により、次のとおり告示する。 の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所を公職選挙運動管理規程(昭和29年福井 令和4年7月10日執行の福井県議会議員補欠選挙のあわら市選挙区における選挙公報 令和4年7月1日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 **U**I

令和4年7月1日 午後6時

揚所 福井市大手3丁目17番1号

 \sim

日平平

福井県庁6階選挙管理委員会室

福井県選挙管理委員会告示第87号

とおり告示する。 日時および場所を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第78条の規定により、次の 令和4年7月10日執行の福井県議会議員補欠選挙のあわら市選挙区における選挙会の

令和4年7月1日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井

口 平 令和4年7月10日

午後9時

揚所 あわら市市姫三丁目1番1号

あわら市役所

 \sim

福井県選挙管理委員会告示第88号

令和4年7月1日

務を選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

令和4年7月10日執行の福井県議会議員補欠選挙におけるあわら市選挙区の開票の事

委員長 金井 福井県選挙管理委員会

あわら市選挙区選挙長告示 福井県議会議員補欠選挙

福井県議会議員補欠選挙あわら市選挙区選挙長告示第1号

選挙立会人となるべき者のくじを行う日時および場所は、次のとおりである。 令和4年7月10日執行の福井県議会議員補欠選挙のあわら市選挙区における選挙会の

令和4年7月1日

福井県議会議員補欠選挙あわら市選挙区

華雅

選挙長 内田

	7月7日	月日	Ш
	午後5時	時刻	平
孕	あわら市市姫三丁目1番1	所在地	場所
	あわら市役所	施設名	

井

号 52 年 和 4 日(金) 1 Н 発 曜 行

選挙管

理委員会告示

第34条第6項第3号の規定により、福井県

令

火

福井県選挙管理委員会告示第82号 公職選挙法(昭和25年法律第100号)

議会議員のあわら市選挙区における補欠選挙の期日および当該補欠選挙において選挙すべ

○福井県議会議員のあわら市選挙区における補欠選挙の期日および当該補欠選挙に

き議員の定数を次のとおり告示する。

令和4年7月1日

福井県選挙管理委員会

選挙管理委員会告示

目

次

補欠選挙の期日

秀員長

金井

4

選挙すべき議員の定数 令和4年7月10日

0

 $\stackrel{1}{\succ}$

福井県選挙管理委員会告示第83号

および同選挙長に事故があり、または欠けた場合においてその職務を代理すべき者を公職 選挙法施行令(昭和25年政令第89号) 令和4年7月10日執行の福井県議会議員補欠選挙 令和4年7月1日 第81条の規定により、次のとおり告示する。 (あわら市選挙区) における選挙長

福井県選挙管理委員会

における選

委員長 金井

選挙長 あわら市横垣第20号15番地27 雅章

 \sim

福井県議会議員補欠選挙あわら市選挙区選挙長告示

○令和四年七月十日執行の福井県議会議員補欠選挙

(あわら市選挙区)

における開

(八八)

挙会の日時および場所

○令和四年七月十日執行の福井県議会議員補欠選挙(あわら市選挙区)

(八七)

○令和四年七月十日執行の福井県議会議員補欠選挙(あわら市選挙区)における選

拳公報の掲載順序を定めるくじを行う日時および場所(八六) ················

○令和四年七月十日執行の福井県議会議員補欠選挙(あわら市選挙区)

におけるポ

○令和四年七月十日執行の福井県議会議員補欠選挙(あわら市選挙区)における選

挙長および同選挙長に事故があり、または欠けた場合においてその職務を代理す ○令和四年七月十日執行の福井県議会議員補欠選挙(あわら市選挙区)における選

○令和四年七月十日に執行される福井県議会議員補欠選挙(あわら市選挙区)にお

ける選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う日時および場所(一)………………

職務代理者 あわら市清王第45号44番地11

때 一展

福井県選挙管理委員会告示第84号

職務を行う場所は、別に告示する場合のほか次のとおりである 令和4年7月10日執行の福井県議会議員補欠選挙のあわら市選挙区における選挙長が

令和4年7月1日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井

あわら市市姫三丁目1番1号 あわら市役所

福井県選挙管理委員会告示第85号

令和4年7月10日執行の福井県議会議員補欠選挙のあわら市選挙区におけるポスター

\wedge
窄和
四年
놋
月二
干
日交
光
行
発行
人
〒 九
_
\circ
八五
八
0
福井
県
倍 井
市大
手
亨
目十
七番
号
福
井
県

5,019	郡		飯		\times
5,828	郡		生		中
5,108	郡		田		마
24,834	라		#		炭
25,247	条郡	郡南	· 分 寸	部	越
7,745	라	5	3		H
18,890	1		ř		鯖
6,323	1		늗		勝
8,992	라		埋		\times
14,552	方上中郡	三方上	拱	小浜市三方	<u> </u>
17,825	#		質		敦
71,900	1		#		益
連署に必要な選挙権を有する者の数	5 称	の 名	X	举	鱡

目 次

選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。

令和4年6月30日

福井県選挙管理委員会

泰 員 長

金井

41

は改廃の請求または同法第75条第1項の規定による監査の請求のための連署に必要な

第74条第5項(同法第75条第5項において

○条例の制定または改廃の請求および監査の請求のための連署に必要な選挙権を有

副知事、

選挙管理委員、

監査委員または

選挙管理委員会告示

○議会の解散の請求、知事の解職の請求、

第 外 50 号 年 令 和 4 月 30 日(木)

曜 日 発 行

選挙管理委員会告示

6 火 福井県選挙管理委員会告示第79号 準用する場合を含む。)の規定により、同法第74条第1項の規定による条例の制定もし 地方自治法(昭和22年法律第67号)

2 ~1 36

福井県選挙管理委員会告示第80号

○議会の議員の所属する選挙区における解職の請求のための連署に必要な選挙権を

公安委員会の委員の解職の請求および教育委員会の教育長または委員の解職の請

の規定による議会の解散の請求、法第81条第1項の規定による知事の解職の請求もしく る法第86条第4項において準用する法第74条第5項の規定により、法第76条第1項 の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項において準用す 条第2項もしくは第86条第4項において準用する法第74条第5項または地方教育行政 よる教育委員会の委員の解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のと 委員の解職の請求または地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定に は法第86条第1項の規定による副知事、選挙管理委員、監査委員もしくは公安委員会の 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第76条第4項、

令和4年6月30日

福井県選挙管理委員会 41

 \sim 796 秀員長

 \sim

福井県選挙管理委員会告示第81号

ける解職の請求のための連署に必要な選挙権を有する者の数を次のとおり告示する。 第5項の規定により、同法第80条第1項の規定による議会の議員の所属する選挙区にお 地方自治法(昭和22年法律第67号) 令和4年6月30日 第80条第4項において準用する同法第74条

福井県選挙管理委員会 委員長 金井

令和四年六月三日発 : 宁	
日三日発	
亍	_
発行人	
〒 九	
一〇一八五八〇	
発行人 〒九一○-八五八○ 福井県福井市大手三丁目十七番一号	
福	
井	
目示	
	_

選挙管理委員会公告

○令和四年七月十日執行予定の福井県議会議員補欠選挙(あわら市選挙区)に係る

目 次

選挙管理委員会告示

○令和四年七月十日執行予定の福井県議会議員補欠選挙

(あわら市選挙区)

におけ

严

あわら市臨時出張 | あわら市選挙管

理委員会

あわら市

اب 44

から同年7月13日 令和4年6月15日 設置期間

名称

る選挙人名簿の登録基準日(五七)………………………………………………………………

○臨時出張所の設置(五六)…………

外 第 38 号 4 年 和 月 3 日(金) 日

曜 発 行

福井県選挙管理委員会告示第56号 福井県選挙管理委員会規程(昭和29年福井県選挙管理委員会告示第39号)第18条

選挙管

理委員会告示

の2の規定により、次のとおり臨時出張所を設置する。

令和4年6月3日

福井県選挙管理委員会

委員長

金井 位置

U

管轄区域

令 6 火

福井県選挙管理委員会告示第57号

第2項の規定により、次のとおり告示する。 挙人名簿の登録基準日について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条 令和4年7月10日執行予定の福井県議会議員補欠選挙(あわら市選挙区)における選

令和4年6月3日

福井県選挙管理委員会

金井

41

発 具 長

令和4年6月30日

理委員会公告

補予定者説明会を次のとおり開催する。 令和4年7月10日執行予定の福井県議会議員補欠選挙(あわら市選挙区)に係る立候

令和4年6月3日

福井県選挙管理委員会

令和4年6月15日(水) 委員長 金井 \I

午後1時30分

 \vdash

四郡

場所 あわら市市姫三丁目1番1号 あわら市役所

2

ω

対線 おける立候補予定者およびその関係者 令和4年7月10日執行予定の福井県議会議員補欠選挙(あわら市選挙区)

11

選挙管

令和四年六月二日発 行	
平六月二	
日発	
行	
発行人	
〒 九	
〇一八五八〇	
発行人 〒九一〇-八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福 井	
福	
井県	

目 次

選挙管理委員会告示

○福井県議会議員の補欠選挙を行うべき事由の発生(五五)

外第 37 号 令 和 4 年 月 2 日(木) 6 曜 日 発 火 行

福井県選挙管理委員会告示第55号

選挙管理委員会告示

県議会議長から、令和4年6月2日にあわら市選挙区選出の福井県議会議員の辞職に伴い による福井県議会議員の補欠選挙を行うべき事由が生じたので、同法第199条の5第4 欠員を生じた旨の通知があり、当該選挙区において、同法第113条第1項第5号の規定 公職選挙法(昭和25年法律第100号)

第111条第1項第3号の規定により、福井

福井県選挙管理委員会 委員長 金井 **U**

項第6号の規定により告示する。

令和4年6月2日